

桜ニュータウン 防災計画

目的

我が国の防災計画には、国レベルの防災基本計画と、都道府県及び市町村の地域防災計画がある。東日本大震災の教訓を踏まえて、防災計画体系の中に、地域コミュニティにおける共助の推進のために「地区防災計画制度」が創設された(平成 26 年4月)。

桜ニュータウン防災計画(以下、本計画)は、つくば市の防災計画の下に位置付けられる「地区防災計画」に当たる。

本計画は、「自分の命は自分で守る。我々の街桜ニュータウンは住民みんなを守る」の理念に基づき、桜ニュータウン自主防災組織(以下、自主防災組織)の平常時及び災害発生時の防災活動に必要な指針(ガイドライン)を定めるものである。

この指針に基づいて、自主防災組織及び桜ニュータウン自治会(以下、自治会)役員は、それぞれ行うべき活動のより詳細な具体化を図る。これらの活動を通じて、震度 6 弱以上の地震や集中豪雨、火災等による災害発生時の人的・物的被害の軽減・防止を図ることを目的とする。

2024(R6)年3月24日

目次

1. 活動概要	1
(1) 平常時の活動	
(2) 災害発生時の活動	
2. 組織	2
(1) 平常時及び災害発生時の組織編成	
(2) 防災長及び副防災長	
(3) 防災員	
(4) 自治会等	
3. 平常時における活動について	4
(1) 防災知識の普及・啓発	
(2) 災害危険要素の把握	
(3) 防災訓練	
(4) 防災資機材・備蓄品の整備及び管理	
(5) 他団体と協力して行う活動	
4. 災害発生時における活動について	6
(1) 災害発生直後の活動	
(2) 災害対策本部の活動	
(3) 避難所運営本部の活動	
付録	10
付録1 用語解説	
付録2 自主防災組織資機材等リスト	
付録3 自主防災組織防災カルテ	
付録4 自主防災組織防災マップ	

1. 活動概要

(1) 平常時の活動

平常時の活動は、主として自主防災組織によって行われる。

平常時の主な活動は防災訓練である。この訓練は自治会が主催するが、自主防災組織が企画・運営し、災害発生時において組織的な活動を住民の力で円滑に行うことができるよう、常日頃から身につけておくことを目的に実施する。

(2) 災害発生時の活動

災害発生時の活動の基本は、自助と公助の橋渡しとしての“共助”を行うという点である。すなわち、災害発生時、おおよそ3日前後までの自助活動を行いながら、それ以後の自助ではカバーできない部分を住民みんなで助け合う(共助)こととし、市などの行政機関による救援活動(公助)が機能し始めるまでの活動を行なっていくことである。災害発生時には、防災訓練の成果を踏まえて、住民が「自分の命は自分で守る。我々の街桜ニュータウンは住民みんなで守る」の理念に基づき、それぞれの役割を自覚し、活動することが求められる。

災害発生時の活動は、以下の3つに分けられる。その概要は以下のとおり。

① 災害発生直後の活動

災害発生直後、住民は、近隣の避難場所(北公園、中央公園、南公園)に参集する。防災員と自治会役員は広岡交流センターに参集し、仮災害対策本部を設置する。仮災害対策本部は、被害状況を把握し、災害対策本部に移行するかどうか、さらに避難所運営本部を設置するかどうか判断する。

② 災害対策本部の活動

災害状況を踏まえ、災害対策本部を立ち上げる。災害対策本部は、自主防災組織が中心となり、多くの住民とともに運営する。安否確認や被害確認など災害状況の把握に重点を置くとともに、本格的な救出・救護活動を行う。

③ 避難所運営本部の活動

災害状況を踏まえ、避難所運営本部を立ち上げる。避難所運営本部については、自治会役員が中心になり、自主防災組織防災員や住民とともに活動を行う。つくば市や近隣自治会などと連携、調整を行い、避難所を管理・運営する。

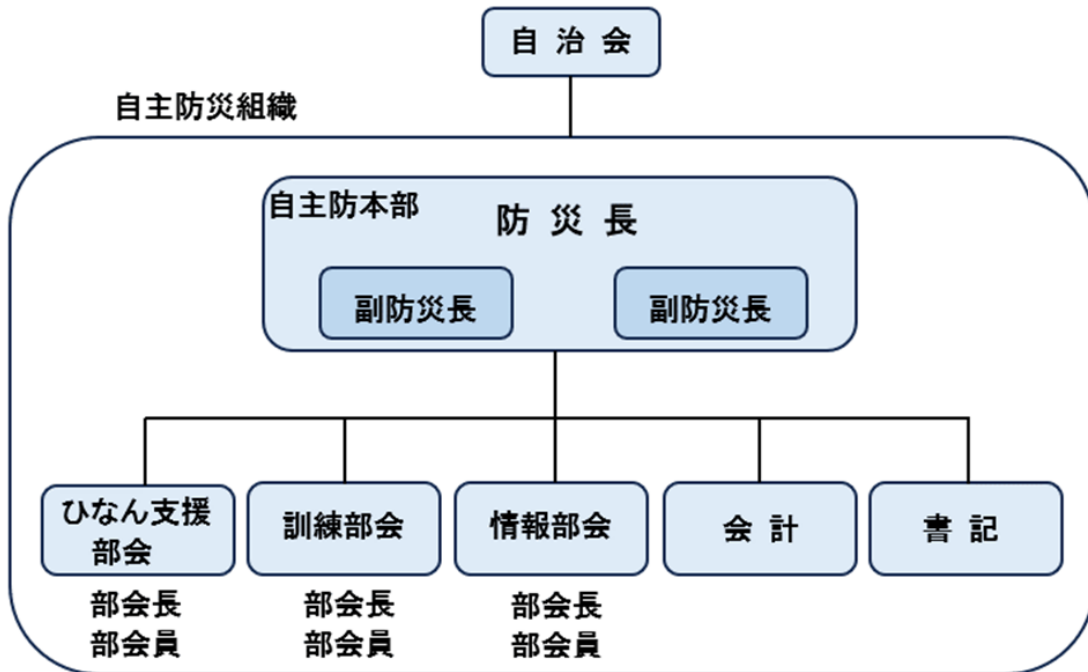
災害発生時に、自主防災組織や自治会の役員のうち、誰が災害対策本部及び避難所運営本部の指揮を執れるかわからないため、それぞれ指揮執行順位を事前に決めておく。

2. 組織

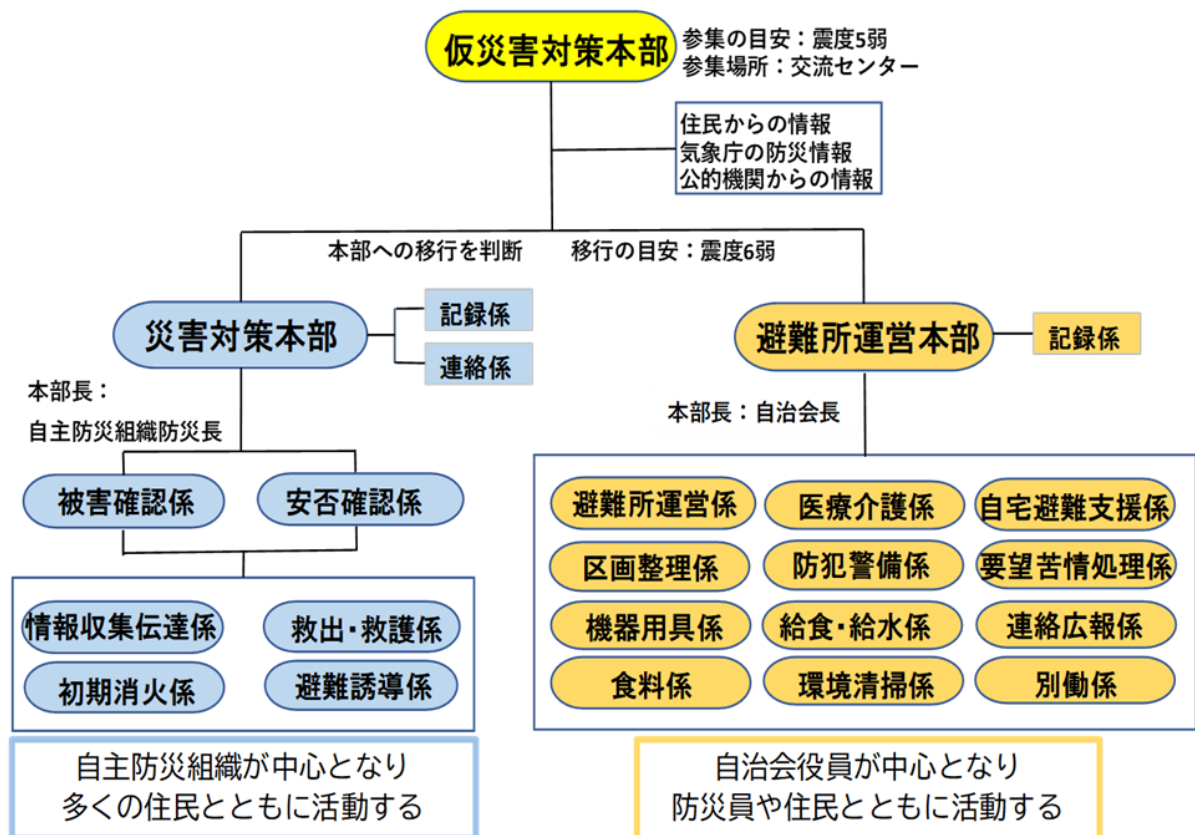
(1) 平常時及び災害発生時の組織編成

平常時及び災害発生時の組織編成は下図のとおりとする。

平常時の組織構成



災害時の組織構成



(2) 防災長及び副防災長

防災長は、平常時においては、自主防災組織の運営、管理を行う。災害発生時には、災害対策本部長として指揮を執る。防災長が指揮を執ることができない場合には、副防災長の一人がその指揮を執る。副防災長が全員指揮を執ることができない場合には、3部会長(ひなん支援・訓練・情報)のうち一人がその指揮を執る。指揮を執る順位については、平常時に決めておくものとする。

副防災長は、平常時においては、防災長を補佐する。災害発生時には、災害対策本部で、災害対策副本部長として、災害対策本部長を補佐するとともに「連絡係」として行政機関等との対応を行う。

(3) 防災員

防災員は、平常時においては、ひなん支援部会、訓練部会、情報部会の部会員として以下のような活動を行う。

ひなん支援部会	①減災セミナー、②災害時の避難支援希望調査の実施と支援希望者宅の訪問と見守り、③自力避難困難者支援訓練、④安否確認の方法の確立と関係書類の整備
訓練部会	①防災訓練、消防訓練、②救急救命講習会、③防災資機材・備蓄品の整備・管理
情報部会	①自主防災活動の広報(防災だより・HP・掲示板等)、②防災メールの管理運営、防災について考える会、④住民の情報収集

災害発生時には、平常時の活動を踏まえ、災害発生直後及び災害対策本部設置後には、各部会が中心となり、住民と一緒に以下のような活動を行う。

ひなん支援部会	安否確認、避難誘導
訓練部会	被害確認、初期消火(自治会保安部と協力)、救出・救護
情報部会	情報収集伝達(訓練部会と協力)、防災メールによる安否確認

(4) 自治会等

自治会は、平常時においては、防災訓練などで、自主防災組織と協力して活動する。自治会役員は、災害発生直後には、仮災害対策本部の設置や、災害対策本部と避難所運営本部への移行を、自主防災組織防災員とともに決定する。自治会役員は、避難所運営本部設置後は、避難所の管理・運営について中心的な役割を果たし、自治会長が避難所運営本部長を務める。副会長は避難所運営副本部長として、避難所運営本部長を補佐する。自治会長が指揮を執ることができない場合には、副会長の一人がその指揮を執る。指揮を執る順位については、平常時に決めておくものとする。

避難所運営本部の活動を自治会のどの部署(本部、専門部)が中心になって進めていくのかについて、本防災計画で決めることはしないが、年1回、年度当初の自治会役員会において、避難所運営本部に設置される13の係にどの部署が中心的な役割を果たすのかを議論して決めることとする。

自治会助成金団体や自治会の関連団体は、災害発生時には、災害対策本部や避難所運営本部において、必要な活動を支援する。

3. 平常時における活動について

災害発生時に慌てずに、迅速かつ的確な行動がとれるよう、住民は常日頃から災害に対する備えを行うように努力することが求められる。具体的には、減災のための知識を身につける、身の回りを整える、いざという時にとるべき行動を訓練によって身につける、災害が起きたら3日間は生きられるように備蓄を行う、などであり、これらの行動がとれるように、自主防災組織が中心となって、以下のような活動を行う。

(1) 防災知識の普及・啓発

桜ニュータウンにおける防災知識の普及・深化を目指し、当面、高い確率で発生することが予測されている地震への対策に重点を置く。自治会の各専門部等と協力しながら、住民全体を対象とした防災に対する基礎的知識の普及と防災員を対象とした防災知識の深化に分け、段階的に実施する。情報部会が中心となって活動する。

(2) 災害危険要素の把握

桜ニュータウン内における災害時の危険要素につき、日常活動を通じて把握する。自主防災組織の会員全員で取り組む。

① 危険が予想される区域等

危険が予想される区域等について日常活動の中で問題点を把握し、「地域防災マップ」、広報紙及び講演会等で住民に周知する。

また、防災訓練時などのイベントに合わせ、桜ニュータウン内の危険と思われる個所・施設等を把握するとともに、避難ルートの確認を自治会の専門部等と協力して行う。

② 地域の防災施設、設備

消火栓及び防火水槽等の防災施設・設備について、自治会の保安部等と協力して日常的な点検・整備を行う。自主防災組織は、災害用井戸の点検管理を行う。

③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

災害誌、及び周辺地域住民等から、下広岡地域における災害発生の歴史や伝承を収集し、広報紙及び講演会等で住民に知らせるとともに、記録を保存して将来の世代に伝えていく。

④ 大規模災害時の消防活動

つくば消防署並木分署及び下広岡消防団とともに災害発生時の対応について協議し、日常活動に反映させる。

(3) 防災訓練

大地震等による災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、自治会役員と協力しながら、防災訓練を実施する。

防災訓練は、以下のような内容で実施する。訓練の実施にあたっては自治会の各専門部との緊密な連携のもとに、訓練部会が中心となって実施計画を作成し、実施する。

- ・ 安否確認訓練
- ・ 被害確認訓練
- ・ 情報伝達訓練
- ・ 救出・救護訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 危険個所把握訓練
- ・ 防災資機材の使用訓練及び点検

- ・ 避難所運営のための訓練

なお、過去の震災発生日の中から、当面は3月11日(東日本大震災)と9月1日(関東大震災)を「桜ニュータウン防災の日」として、その日を含む1週間を防災週間と定め、各家庭において、次の事項に重点をおいた点検整備、確認を行うようにする。

- ・ 備蓄品(食糧、水、生活用品等)
- ・ 非常持ち出し袋の置き場所、内容、保存状態
- ・ 黄色いハチマキの保管状況
- ・ 家族の連絡ルール
- ・ 災害発生時の集合場所、避難場所
- ・ 非常時の連絡先(勤務先、学校、親戚、友人等)
- ・ 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ・ 可燃性危険物等の保管状況
- ・ 消火器等(消火器、水バケツ、消火砂等)初期消火機材の整備状況
- ・ 住宅用火災警報器の整備状況
- ・ 家具の耐震安全性の確認(寝室・通路・出入口)
- ・ その他建物等の危険個所の状況
- ・ 分電盤内のブレーカー遮断方法の確認
- ・ 「ツクツク見守りたい」の記載内容の更新

(4) 防災資機材・備蓄品の整備及び管理

訓練部会は、必要とされる防災資機材・備蓄品を整備する。訓練部会長は責任者として、整備されたものの管理を、以下のように行う。

- ① 防災資機材等リスト(付録2に記載)、備蓄消耗品(水など)リストを定期的に(3ヶ月に1回程度)更新する。
- ② 防災資機材、備蓄消耗品の数量等に変動が生じる、あるいは生じた場合、防災員は訓練部会長にその内容を報告する。

(5) 災害時に救援支援をしてもらえる人材バンクの整備

自主防災組織が保有する人材バンクリストへの登録を定期的に会員に依頼し、最新のものに更新・整備していく。

(6) 他組織・団体と協力して行う活動

防災訓練や災害発生時の応急活動のあり方について、つくば市担当課、及び近隣の自主防災組織や災害ボランティア団体等との協議を行い、協力体制の構築・連携を図る。正副防災長および担当部会長が担当する。

- ・ つくば市担当課との打合せ、市の防災セミナー等への参加
- ・ 消防団との情報交換及び各種訓練
- ・ 近隣の自主防災組織との情報交換
- ・ 社会福祉協議会等の社会福祉団体との訓練
- ・ 避難所運営訓練

市、近隣の自主防災組織や自治会などと、災害発生時の避難所開設、運営について、相互理解をすすめるとともに、合意文書を取りまとめる。この合意にもとづき、つくば市、桜南小学校及び自主防災組織と自治会との役割分担を確認するため、避難所運営訓練を実施する。

4. 災害発生時における活動について

災害発生時の活動については、「災害発生直後の活動」、「災害対策本部の活動」及び「避難所運営本部の活動」に区分する。以下に、各活動の内容について、記述する。

(1) 災害発生直後の活動

- ① 災害発生直後、住民は、自身と家族及び身の回りの安全を確認後、近隣の避難場所(北公園、中央公園、南公園)に参集する。防災員と自治会役員は広岡交流センターに参集し、そこに仮災害対策本部を設置する。広岡交流センターが使えないときには、関東鉄道桜ニュータウンバス停待合室に設置する。地震の場合の参集の目安は震度5弱以上とする。
- ② 仮災害対策本部は、参集した住民からの情報及び気象庁から発表される防災情報、公的機関から発表される情報をもとに、主として救出・救護活動を行う災害対策本部への移行と避難所の管理・運営を行う避難所運営本部の設置が必要かどうかを決定する。地震の場合の両本部設置の目安は、震度6弱以上とする。

(2) 災害対策本部の活動

- ① 災害対策本部が設置された場合は、そのことを速やかに住民に周知する。
- ② その後直ちに自主防災組織を中心に、参集した住民により、まず「被害確認係」と「安否確認係」を編成する。これらの係は、班長や住民から寄せられる情報の確認作業を行い、結果を災害対策本部長に報告する。
- ③ 災害対策本部長は、速やかに4つの係(「情報収集伝達係」「初期消火係」「救出・救護係」「避難誘導係」)を立ち上げる。
- ④ 災害対策本部長直下に、「連絡係」と「記録係」を置く。連絡係は、災害対策本部長の指示のもとに行政機関等との連絡対応を行い、災害対策副本部長が担当する。記録係は、災害発生時の応急活動等について、後日の検証・反省のため、災害対策本部長等の指示や各係の活動状況等について、時系列・事項別に整理・記録を行う。記録係は災害対策本部長が指名する。

(被害確認係)

火災発生の有無、全壊・半壊・一部損壊など、家屋の被害状況や、道路、電柱、高圧線などの被害状況を確認する。その際、負傷者や閉じ込められている人や、倒壊家屋の下敷きになっている人がいる場合には、速やかに災害対策本部に連絡する。災害対策本部は、被害確認係からの連絡を受け、ただちに救出・救護係に、ジャッキなど救出のために必要な機材・用具を持って出動するよう要請する。訓練部会が中心になって活動する。被害情報は安否報告に来た班長からも得るものとする。

(安否確認係)

防災訓練で行っている方法に準じ、ひなん支援部会が中心になって活動する(防災メールについては情報部会)。具体的には、以下の通り。

- ・ 各戸は安全が確認された場合には、黄色いハチマキを玄関に出す。
- ・ 各班の班長は、黄色いハチマキにより各戸の安否確認を行い、その結果を災害対策本部長に報告する。

- ・ 防災メールで班長が報告することも可能。その場合には、班名、報告者名、安否が確認できない会員名を報告する。
- ・ 会員が班名、氏名を記して、安否メールを送ることも可能。

(情報収集伝達係)

災害の発生状況、地域内の被害状況等を正確かつ迅速に把握し、災害対策本部長に報告する。適切な応急措置をとるため、あらゆる手段を活用して情報を収集し、桜ニュータウン住民及び関係組織への伝達を行う。情報部会と訓練部会が中心になって活動する。

① 情報の収集及び伝達

災害の発生状況については、報道機関、つくば市及び防災関係機関等が提供する情報を収集し、住民に伝達する。災害発生時には、停電等によりテレビ、ラジオ等の放送機器が利用できなくなることも考慮して、携帯ラジオ、携帯テレビ、インターネット接続可能携帯電話等、あらゆる手段を活用して情報を収集する。

また、桜ニュータウン地域内の被害状況等については、住民から提供される情報を収集し、住民に伝達するとともに、つくば市の防災関係組織に伝達する。さらに、生活インフラが停止した中での生活を余儀なくされた場合は、生活に必要な情報を、つくば市が提供する情報等及び地域・住民の情報ネットワークから情報を収集し、住民に伝達する。

② 情報の収集・伝達の方法

住民への伝達方法は、即時に情報伝達できる手段として携帯メールを活用する他、電子的な手段を活用できない人への連絡手段として、車載スピーカーや徒歩によるハンドマイクでの連絡、桜ニュータウン内に設置した掲示板を利用した連絡など、あらゆる手段を活用して情報伝達を行う。

(初期消火係)

地震時の出火防止は、住宅における地震対策で最も重要なものである。地震時の出火原因は、ガスコンロ、石油ストーブなどの一般器具と電気ストーブや鑑賞魚用ヒーターなどの電気器具に大別できるが、マイコンメータや対震自動消火装置付機具の普及により一般器具からの出火は減少し、電気器具の占める割合が大きくなってきている。とくに近年顕著なのは、通電火災と呼ばれる復旧工事完了後に発生するものが増加している。

桜ニュータウン内の住宅等の初期消火は、火災発生住宅の近隣住民が協力しあって消防車が到着する前の消火に努めることを基本とし、近隣住民、防災員、自治会保安部が中心となり、互いに協力して活動する。

消火栓脇のホース格納箱には20mホースが4本しか入っていないため、火元までホースが届かないことがある、この場合はゴミ集積場に置いてある補助ホースを利用してホースを延長する。

(救出・救護係)

訓練部会が中心になって活動する。

① 救出・救護活動

住宅の倒壊、落下物により、救護を要する住民が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場周辺の住民は救出・救護活動に積極的に協力し、自主防災組織はそ

れを支援する。倒壊物等に挟まれて2～3時間経過している場合は、救出を行わず消防に連絡をして専門家に任せ、救助が来るまでの間は励まし続ける。

② 医療機関への連絡

救出・救護係は、負傷者が医師の手当てを要すると認めるときは、市内の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に連絡し、指示を受ける。必要な場合は負傷者を搬送する。

③ 防災関係機関の出動要請

救出・救護係は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、災害対策本部長に報告し防災関係機関の出動を要請する。

(避難誘導係)

住民の人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、次により避難誘導を行う。ひなん支援部会が中心になって活動する。

① 避難誘導の指示

つくば市長の避難指示が出たとき、または災害対策本部が必要と認めるときは、災害対策本部長は、避難誘導係に対し避難誘導の指示を行う。

② 避難誘導

避難誘導係は、災害対策本部長の避難指示に基づき、住民を定められた避難場所に誘導する。自力で歩けない住民に対しては、車いす、担架等の移動手段を手配するとともに、住民の協力を求める。

③ 避難場所および避難所

- ・ 避難場所 北公園、中央公園、南公園
- ・ 避難所 広岡交流センター、桜南小学校

桜南小学校への避難通路は基本的に通学路とする。ただし下広岡橋が落橋した場合には、高速道路わきの姥久保橋等に迂回する。

災害対策本部長は、災害対策本部の活動をすべて終了した時点で、災害対策本部の解散を宣言する。

自主防災組織の各部会は、災害対策本部の活動が終わっている場合には、避難所運営本部の活動に参加する。

(3) 避難所運営本部の活動

避難所の管理・運営については、共助より公助の性格が強く、本防災計画が想定する3日間の活動期間を超えることが予想されること、行政機関との窓口は自治会長を含む区長が担っていること、避難所の係の内容が自治会の専門部(保安部、広報部、文化体育部、保健衛生部)と関連しているものが多いことなどから、自治会が、つくば市や近隣自治会と連携、調整を行いながら、避難所の運営を行う。避難所運営本部長は自治会長が務める。

避難所の管理・運営は、以下のように実施される。

① 避難所の管理・運営

- ・ 避難所等の管理・運営は、原則として住民が行う
- ・ ②に記載された係のリーダー(係リーダー)は自治会役員とする
- ・ 避難所の住民は、原則として②に記載されたいずれかの係につく
- ・ 避難所等の運営は、避難所運営本部長と各係リーダーによる合議で決める

② 避難所の係

- ・ 記 録 避難所で起きたことを記録する
- ・ 避難所運営 避難所の管理・運営全般の調整を行う
- ・ 区画整理 避難所の住民の居住性に関する管理・運営を行う
- ・ 機器用具 避難生活に必要な機器用具の調達・管理を行う
- ・ 物 資 避難住民(避難所、自宅)に必要な物資の調達・管理を行う
- ・ 食 料 避難住民(避難所、自宅)に必要な食料の配給・管理を行う
- ・ 環境清掃 避難生活を良好に保つための管理を行う
- ・ 医療介護 避難住民(避難所、自宅)に必要な医療介護の運営・管理を行う
- ・ 防犯警備 避難所及び地域の防犯・安全を確保するための活動を行う
- ・ 自宅避難支援 自宅避難住民の支援を行う
- ・ 要望苦情処理 避難住民からの要望・苦情を聞き、適切に処理する
- ・ 連絡広報 避難住民に必要な市などからの連絡を周知するとともに処理する
- ・ 別 働 避難所の管理・運営に関し、必要に応じて各役割の応援を行う

付録

付録1 用語解説

用語	解説
避難所	災害によって住宅を失うなど、被害を受けた人や被害を受ける可能性のある人が、一定の期間避難生活をする場所。桜ニュータウンの場合、広岡交流センター内に設置される。つくば市では自宅避難を基本としている。自宅に大きな被害が無い場合は出来るだけ自宅にとどまり、被害が小さい場合には被害を受けていない近所の家に身を寄せる。
避難場所	一時的に身を守るために避難する場所で、地域の集合場所的など、具体的には公園、神社などのオープンスペース。桜ニュータウンの場合、北公園、中央公園、南公園が避難場所となる。
消火栓	通常 20m ホース 3 本と放水口、マンホール蓋と栓を開ける道具を備え、住民が必要時使用することができる。10 カ所設置(付録4 防災マップ参照のこと)
防火水槽	ゴミ集積場の脇に設置してある水槽で、主として消防が水源として使用。水槽の蓋は消火栓ホース格納箱の中にある開栓用工具で開けられる。5 カ所設置(付録4 防災マップ参照のこと)
ホース格納箱	消火栓のわきに設置してある。20m ホース 4 本とノズルおよび消火栓のふたを開ける工具が入っている。
補助ホース	ゴミ集積場にプラスチック製のホース収納箱がおいてあり 20m 補助ホースが 5 本入っている。(付録4 防災マップ参照)
災害用井戸	中央公園南側の周回道路脇に生活用水用として設置してある。停電時には自治会が所有する発電機等により水中ポンプを動かす。
震度 5 弱(参集震度)	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚にある食器類や本棚の本が落ちることがある。
震度 6 弱(対策本部設置震度)	立っていることが困難になる。固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある、瓦が落下したり建物が傾いたりすることがある。
防災資機材	救助活動を行う際に使用する装備機材(器具・道具・機器類及び物品等)
備蓄品	災害時の供給途絶や供給不足に備え、蓄えておく食料・飲料水・生活用品等をいう。(発電機用ガソリンを除く)

付録2 桜ニュータウン自主防災組織 備品管理台帳 2024.3現在

No	品名	製造者	個数	型式	用途	備考	保管場所
1	車載式拡声器(スピーカー)	TOA	2	SC-730a	情報伝達	市補助金対象	防災倉庫
2	車載式拡声器(アンプ、マイク)	TOA	1	CA-407SD	情報伝達	市補助金対象	防災倉庫
3	特定小型トランシーバー	スタンダード	4	FTH-107	情報伝達	市補助金対象	防災倉庫
4	拡声器(トランジスターメガフォン)	ノボル電機	1	TM-205 13W	情報伝達	市補助金対象	防災倉庫
5	特殊ハンマー	土牛産業	5	レスキューアックス	救出救護	市補助金対象	防災倉庫
6	パール 1800mm	バクマ工業	5	25×1800mm	救出救護	市補助金対象	防災倉庫
7	ポータブル電源		1		避難関連	市補助金対象	防災倉庫
8	投光器		2		避難関連	市補助金対象	防災倉庫
9	LED誘導灯		4		救出救護	市補助金対象	防災倉庫
10	充電/車載式パワーライト	ニッセン	1	750カンデラ 最大10分	避難関連	寄贈品	防災倉庫
11	スリングロープ		6		救出救護	市補助金対象	防災倉庫
12	カセットボンベ発電機		1		避難関連	市補助金対象	防災倉庫
13	カセットボンベ発電機	ホンダ	1	EV9GB 100V 9A	避難関連	市補助金対象	防災倉庫
14	カセットボンベ発電機	ホンダ	1	EV9GB	避難関連		防災倉庫
15	インバーター(DC12V→AC100V)		1		避難関連		防災倉庫
16	ハロゲン投光器	日幸電子	3	QH型 防水	避難関連	納涼祭	防災倉庫
17	懐中電灯		2		避難関連		防災倉庫
18	スネークライト		1		避難関連		防災倉庫
19	折りたたみリヤカー	ピカコーポレーション	1	FHC-130 最大積載 130Kg	救出救護	市補助金対象	防災倉庫
20	折りたたみリヤカー	昭和ブリッジ販売	1	SMC-1	救出救護		防災倉庫
21	車椅子	ミキ	1		救出救護	市補助金対象	防災倉庫
22	車椅子	ミキ	1	BAL-2	救出救護		防災倉庫
23	車椅子	日進	1		救出救護	寄贈品	防災倉庫
24	簡単四ツ折担架	コクヨ	2	DRK-ET4N	救出救護		防災倉庫
25	ステンレス製伸縮竿	SSSF	2	SSE-30S	救出救護		防災倉庫
26	ヘルメット	ミドリ安全	9	SC-1BNRA 黄色	救出救護		防災倉庫
27	ヘルメット	ミドリ安全	10	SC-1BNRA 黄色	救出救護		防災倉庫
28	LEDヘッドライト	ジェントス	10	HW-888H	救出救護		防災倉庫
29	LEDヘッドライト	ジェントス	10	HW-888H	救出救護		防災倉庫
30	油圧式フロアジャッキ		1	SF-0254158	救出救護	寄贈品	防災倉庫
31	爪付きジャッキ(1t)	マサダ製作所	1	MHC-1TL	救出救護		防災倉庫
32	爪付きジャッキ(2t)	今野製作所	1	G-40L	救出救護		防災倉庫
33	のこぎり(普通目)	シルキー工業	1		救出救護		防災倉庫
34	携帯用充電器	Rleron	1		避難関連		防災倉庫
35	AC延長ケーブル	AUOPLUS	1		避難関連		防災倉庫
36	折畳みテント	Stardust	2	SD-REJ07-GR	避難関連		防災倉庫
37	折畳みテント		1	SD-REJ07-GR	避難関連		防災倉庫
38	折畳みテント		1		避難関連		防災倉庫
39	簡易トイレ(31-2とセット)		1		避難関連		防災倉庫
40	簡易トイレ(02-4とセット)		1		避難関連		防災倉庫
41	簡易トイレ(30-1とセット)		2		避難関連		防災倉庫
42	非接触体温計	sweetcooco	1	XH-001	避難関連		防災倉庫
43	非接触体温計	mirara	1	GP-300	避難関連		防災倉庫
44	小旗		8		避難関連		防災倉庫
45	LED誘導灯	LIUR	1	DOP-881-J	救出救護		防災倉庫

46	ナイロンロープ φ12mm		2	φ12mm×20m	救出救護		防災倉庫
47	ハンドマイク	松下通信工業	1	WD-24 4W	情報伝達		防災倉庫
48	ポリプロレンバケツ 8L	天馬	12		初期消火		防災倉庫
49	ポリバケツ		1		給水用		防災倉庫
50	浄水器	ソイヤー	2	SP180	給水用		防災倉庫
51	プラスチックケース		1		その他		防災倉庫
52	プラスチックケース		2		その他		防災倉庫
53	防災用救急箱(アルケース)	三和製作所	1	400-523	その他		防災倉庫
54	ラミネーター	稲進	1	PIXTER SP3201	その他		防災倉庫
55	ラベルライター「テブラ」PRO	キングジム	1	SR150	その他		防災倉庫
56	LEDセンサーライト2灯	ELPA 朝日電器	1	ESL-60	その他		防災倉庫
57	ドアアラーム	ELPA 朝日電器	1	ARA-03	その他		防災倉庫
58	ドアアラーム	オーム電機	1	OSE-A85-S	その他		防災倉庫
59	住宅火災警報器(設置促進見本)	パナソニック	1	SH6030	その他		防災倉庫
60	避難所運営シミュレーション		1	シミュレーションゲーム	その他		防災倉庫
61	ホームストックケース	ホース格納	5		その他		ゴミ集積所

付録3 自主防災組織防災カルテ

地域防災カルテは、桜ニュータウンの人口構成、危険物・危険個所及び防災施設等の防災活動に必要な基礎的事項について記載する。5年に1回更新する。

1. 人口(2023年10月1日現在)	
① 男女別人口数	男: 591人, 女: 639人, 計: 1,230人
② 世帯数	587世帯
③ 年齢別人口	0歳~14歳:81人, 15歳~64歳:513人 65歳以上:636人
④ 外国人	15名
⑤ 災害時避難支援希望者の数	52世帯 65人 (2023.5現在)
⑥ 65歳以上の一人暮らしの人数	138人 (高齢福祉課)
2. 土地建物	
① 自治会等の面積	なし
② 用途別地域の現況	市街化調整区域(第一種住居地域)
3. 危険物・危険個所	
① ガソリンスタンド	なし
② プロパンガス貯蔵所	2箇所
③ その他工場など	なし
④ 高圧線鉄塔、高圧線電線	あり
⑤ 土砂崩れの危険がある箇所	付録4 防災マップ参照
⑥ 大雨による交通規制	なし
⑦ 自動販売機	3箇所
⑧ 石垣・ブロック塀	付録4 防災マップ参照
⑨ 道路に面した3階建て以上のガラス窓	なし
⑩ 落下危険のある看板	1箇所
4. 防災施設関係(1)	
① 避難所	広岡交流センター、桜南小学校
② 病院・診療所等	桜村内科クリニック、歯科医院(2箇所)、さわ薬局
③ 飲料水井戸・災害用井戸	災害時協力井戸(大出さん、池田さん) 中央公園災害用井戸
④ 避難場所	3箇所(北公園、中央公園、南公園)
⑤ 防災倉庫(収納品等)	1箇所
⑥ 公衆電話	1箇所

5. 防災施設関係(2)	
① 所轄消防署	中央消防署並木分署
② 消火栓(ホース本数)	10 個所
③ 消防用貯水施設	5個所
④ 消防隊到着可能地域	全域
⑤ 消防団詰所・倉庫	なし
6. その他	
① 最近の災害状況	なし
② 火災発生件数	なし
③ 交通事故発生件数	なし

付録 4

自主防災組織 防災マップ

2024(R6)年 3月24日現在

